

一般社団法人三重県作業療法士会

入会規程

平成26年4月11日

令和5年7月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会（以下、「本会」という）定款第7条に基づき、本会における会員の入会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会申込みの手順)

第2条 入会を希望する個人又は団体は、本会ホームページ内の申込フォームより事務局に届け出なくてはならない。

2 正会員の申込者において、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、「協会」という）への入会を申請中の者は、協会会員番号が決まり次第、事務局に連絡しなければならない。

3 入会を希望する個人又は団体は、定款施行規則第4条及び賛助会員規程に定める入会金（賛助会員を除く）及び会費を、所定の方法にて納入しなければならない。

(入会可否の決定)

第2条 理事会は事務局より入会申込フォーム受理の報告を受けた際、本規程第4条の基準をもとに、その申込者の入会可否について審議し、決定をしなければならない。

(入会可否決定の基準)

第3条 本会に正会員として入会を希望する個人が次の事項に該当する場合、その者は入会することができない。

- (1) 過去に本会を退会し、入会金及び会費の未納がある者
- (2) 協会に未入会の者（入会申請中を除く）
- (3) 本会及び協会から除名処分を受けている者
- (4) その他本会の趣旨に反すると判断される者

2 本会に賛助会員として入会を希望する個人又は団体が次の事項に該当する場合、その者は入会することができない。

- (1) 過去に本会を退会し、会費の未納がある者
- (2) 本会及び協会から除名処分を受けている者
- (3) その他本会の趣旨に反すると判断される者

(通知)

第4条 事務局は、理事会において入会申込者の入会可否が決定された際は、その者に対し別に定める書式にて結果を通知しなければならない。

(入会金及び会費の返金)

第6条 財務部は、理事会にて入会不可と決定した個人又は団体に対し、既に入会金及び会費を受理していた場合は速やかに返金しなければならない。

(入会日)

第7条 会員の入会日は、理事会での入会承認と、入会金（賛助会員を除く）及び会費の納入のいずれもが完了した日とする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成26年4月11日から施行する。
2. この規程は、令和5年7月14日から一部改正により施行する。

正会員入会可否通知書

年 月 日

一般社団法人三重県作業療法士会 事務局

様

年 月 日開催の理事会にて、本会への入会を（承認・非承認）と致しましたので、ここに通知します。

承認の場合

既に入会金及び本年度会費の入金を確認済みです。上記理事会開催日をもって入会日となります。

年 月 日現在、入会金及び本年度会費の入金が確認されておりません。至急ご入金をお願いします。尚、入金確認日をもって入会日となりますので、それまでは非会員扱いとなります。ご了承ください。

※本書面と行き違いでお支払いいただいております折は、何卒ご容赦ください。

非承認の場合

その理由

賛助会員入会可否通知書

年 月 日
一般社団法人三重県作業療法士会 事務局

様

年 月 日開催の理事会にて、本会への入会を（承認・非承認）と致しましたので、ここに通知します。

承認の場合

- 既に本年度会費の入金を確認済みです。上記理事会開催日をもって入会日となります。
- 年 月 日現在、本年度会費の入金が確認されておりませんので、ご入金をお願いします。尚、入金確認日をもって入会日となりますので、ご了承ください。
※本書面と行き違いでお支払いいただいております折は、何卒ご容赦ください。

非承認の場合

その理由